

計画改定の経過

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会 開催状況等

年	日程	開催状況等
令和6年	11月8日	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進計画の改定に向けて
令和7年	2月10日	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進計画の改定の方向性について
	8月12日	(知事から滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり審議会会長宛てに諮問)
	8月22日	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進計画改定素案について
	11月10日	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進計画改定原案について
	12月 2日	(滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり審議会会長から知事宛てに答申)
令和8年	2月 2日	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進計画等改定最終案について

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会委員

(令和8年3月現在)

氏名	主な職
秋山道雄	滋賀グリーン活動ネットワーク会長/滋賀県立大学名誉教授
浅利美鈴	総合地球環境学研究所 研究基盤国際センター 教授
櫻田満	滋賀経済同友会特別幹事
嶋野美知子	株式会社伊吹山スロービレッジ取締役
高村ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター教授
田島一成	彦根市長
田中勝也	滋賀大学経済学部教授
富山康夫	公募委員
濱田琴美	アストラゼネカ株式会社執行役員オペレーション本部長/ アストラゼネカ米原工場代表
李明香	立命館大学理工学部准教授

(50音順・敬称略)

県市町CO₂ネットゼロ研究会

令和7年10月9日 CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画改定について

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会
会長 秋山 道雄 様

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画の改定について(諮問)

本県のCO₂ネットゼロ社会づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」の改定について

2 諮問理由

地球温暖化による気候変動は、自然環境への影響だけでなく、自然災害や健康被害、生態系への影響など様々な課題を引き起こしており、温室効果ガス排出削減に向けた世界的な潮流が加速化しています。

本県においては、2020年1月に国に先がけてCO₂排出量実質ゼロ(2050年)を目指す「しがCO₂ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言を行いました。

そして、CO₂ネットゼロ社会づくりを推進し、より豊かな滋賀を次の世代に引き継いでいくため、2022年3月に「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」を策定したところです。

この度、国の「地球温暖化対策計画」等が2025年2月に改定され、2040年度までの温室効果ガスの排出削減目標を2013年度比で73%とすることが新たに示されたことなどを踏まえ、CO₂ネットゼロ社会の実現に向けた取組を着実に推進するため、本計画を改定することとし、さらなる再エネの導入促進策や原子力発電への向き合い方を含め、新たな温室効果ガス排出量の削減目標や目標達成に向けた取組などについて、貴審議会の意見を求めます。

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会
会長 秋山 道雄

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画の改定について(答申)

令和7年(2025年)8月12日付け滋ゼロ推第209号で諮問のあった滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画の改定について、当審議会における審議の結果を別紙のとおりとりまとめましたので、答申します。

この度、国において2040年度までの温室効果ガスの排出削減目標が示されたことを踏まえ、CO₂ネットゼロ社会の実現に向けた取組を着実に推進するため、本計画を改定するにあたり、本県における2040年度の温室効果ガス削減目標については、2013年度比で国の目標を6%上回る79%削減とすることが妥当であると考えます。

特に、「再生可能エネルギーの導入促進策」については、重点取組の一つとして示しており、住宅や企業における太陽光発電および蓄電設備の導入促進や、次世代型太陽電池の普及拡大等の取組などをさらに加速されることを期待します。

なお、「原子力発電への向き合い方」については、安全性の強化に長期間を要していること等により、原子力発電所が想定どおり稼働しておらず、将来の見通しが不透明ということ踏まえて、新たな目標の達成に向けては、本県が行う温室効果ガス削減の取組や削減量を明示して、その効果を「見える化」し、進捗をモニタリングしていくことが妥当であると考えます。

つきましては、滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画の改定にあたり、この答申をできる限り反映し、CO₂ネットゼロ社会の実現に向けて、施策を総合的かつ効果的に推進されることを期待します。

■県民政策コメント

意見募集期間：令和7年12月16日（火）から令和8年1月15日（木）まで

意見等の提出状況：14人・団体 61件

対 象	件 数
第1章：基本的事項	2件
第2章：社会を取り巻く状況	3件
第3章：方針と目標	12件
第4章：CO ₂ ネットゼロ社会の推進に向けた挑戦	34件
第5章：推進にあたって	1件
目標達成に向けた行程	1件
その他、計画全般について	8件

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり

地球温暖化の脅威が差し迫る中、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けて、その取組を通じて地域の持続的な発展をも実現するCO₂ネットゼロ社会づくりを進め、より豊かな滋賀を次の世代に引き継ぐ第一歩として、この条例を制定する。

条例の目的

CO₂ネットゼロ社会づくりに関する

- ・ 基本理念、関係者の責務の明示
- ・ 県の基本的施策や取組等を規定



CO₂ネットゼロ社会づくりによる
現在・将来の県民の豊かさの確保

CO₂ネットゼロ社会の定義

温室効果ガス
排出量
実質ゼロ

地域の
持続的な
発展

気候変動への適応

基本的施策

【CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画】

- ・ 温室効果ガス排出量の削減目標
- ・ 再生可能エネルギー導入目標
- ・ CO₂ネットゼロ社会づくり施策・目標
(温暖化対策・エネルギー政策・気候変動適応策)
- ・ 温室効果ガスの吸収量の目標
- ほか

各分野における取組

気候変動を緩和するための取組

事業活動

CO₂ ネットゼロへの挑戦と事業の成長・発展の両立を図る事業活動の促進

- ・ 事業者行動計画（排出削減の取組・再エネ導入の取組等）の提出
- ・ 事業者が取り組むよう努めるべき事項
(エネルギー使用量の把握、省エネ製品等の使用、グリーン購入、廃棄物抑制、製品等の開発等、消費者への情報提供、カーボンクレジットの販売等)

日常生活

ムーブメント創出を通じた県民の主体的行動の喚起

- ・ 県民等が取り組むよう努めるべき事項
(エネルギー使用量の把握、省エネ製品等の使用、CO₂ネットゼロにも配慮したグリーン購入、廃棄物抑制、カーボンクレジット付き製品の選択等)

自動車等

便利でよりCO₂排出の少ない交通

- ・ 次世代自動車等の製造販売・購入等
- ・ 自動車輸送の合理化
- ・ 自動車利用者が取り組むよう努めるべき事項
- ・ 自動車管理計画の提出
- ・ (自動車走行量の抑制、アイドリングストップ)

の推進に関する条例の概要



基本理念

- ① 社会構造の転換
- ② すべての者の主体的な参画
- ③ 関係者の連携と協働
- ④ 環境保全・県民生活向上・経済発展の統合的な推進
- ⑤ 地域資源の有効利用による地域活性化

関係者の責務

- | | |
|-----|--------------------------------------|
| 県 | 総合的・計画的な施策の策定・実施
市町等との連携、県民等の取組促進 |
| 事業者 | 事業活動を通じた自主的かつ積極的な取組 |
| 県民 | 日常生活における自主的かつ積極的な取組 |

計画の推進基盤の整備

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進体制の整備 ・ 調査研究・関連産業の育成振興 ・ 情報提供・意見交換機会の確保等 ・ 県の率先実施(省エネ推進等) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取組指針の策定 ・ 環境学習の推進・専門的人材の育成 ・ CO₂ネットゼロに資する事務事業の企画等 |
|--|--|

CO₂ネットゼロ社会
づくり審議会

再生可能エネルギー等

CO₂フリーなエネルギーへの転換の加速

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー等の積極的な利用 ・ 再生可能エネルギーの地産地消 ・ 再生可能エネルギー発電設備設置に当たっての環境への配慮等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水素エネルギーの利用の促進 ・ 再生可能エネルギー供給拡大計画の提出 |
|---|---|

建築物・まちづくり

快適でエネルギー効率の高い建築物の普及拡大

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 新築時等の建築物に係る省エネ性能の向上・再エネ利用等の排出削減の取組 ・ 県産材使用住宅・省エネ住宅等の普及 ・ 自家用自動車に過度に依存しないまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発事業の立案段階の検討 |
|---|--|

森林・農業等

CO₂ネットゼロにつながる持続可能な農林水産業

- ・ CO₂ネットゼロに配慮した農業生産
- ・ 農畜水産物の地産地消
- ・ 森林の保全・整備等

気候変動に適応するための取組

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 適応策の推進 ・ 気候変動適応センターの機能確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民等への啓発 |
|---|---|

施行期日：令和4年4月1日

第1章 総則

目的	CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進による現在・将来の県民の豊かさの確保と地球温暖化の防止を目的とする。
定義	「CO ₂ ネットゼロ社会」「CO ₂ ネットゼロ社会づくり」など、この条例で使用する基本的な用語について定義する。
基本理念	2050年までのCO ₂ ネットゼロ社会の実現に向け、CO ₂ ネットゼロ社会づくりを推進するに当たって、基本とすべき考え方について定める。
関係者の責務	CO ₂ ネットゼロ社会づくりのために県（全体の旗振り役、市町や関係者の取組の促進）、事業者（事業活動の中での取組）、県民（日々の生活の中での取組）などがそれぞれ果たすべき役割を定める。

第2章 CO₂ ネットゼロ社会づくりの基本的施策

推進計画	CO ₂ ネットゼロ社会づくりの施策を推進するための計画を策定することとし、計画に盛り込むべき事項などを定め、実施状況の報告・公表についても定める。
推進体制	県民・事業者などと連携してCO ₂ ネットゼロ社会づくりを進める推進体制について定める。
調査研究・産業振興	CO ₂ ネットゼロ社会づくりに関する調査研究や関連産業の育成・振興について定める。
情報提供等	県民や事業者などの理解の促進と、当事者意識に基づく取組につなげるための情報提供や意見交換の機会の確保などについて定める。
環境学習・人材育成	環境学習の推進とCO ₂ ネットゼロ社会づくりに寄与する専門知識・技術を有する人材の育成について定める。
県の率先実施	一事業者としての県がCO ₂ ネットゼロ社会づくりに向けて率先して取り組む事項（省エネ、自動車、再生可能エネルギー、グリーン購入、プラスチックごみをはじめとしたごみの減量など）を定める。
県の事業の企画等	県の事務や事業についてCO ₂ ネットゼロ社会づくりに資するものとなるよう企画・実施を行うことを定める。

第3章 事業活動に係るCO₂ ネットゼロ社会づくりに関する取組

省エネの取組	事業活動の中での省エネの取組（エネルギー使用量の把握、省エネ性能の高い機器の利用、冷暖房の適正使用）について定める。
グリーン購入	事業活動で利用する品物・サービスのグリーン購入について定める。
廃棄物の抑制等	事業活動の中でのプラスチックごみをはじめとしたごみの減量や資源の有効利用について定める。
製品開発等	CO ₂ ネットゼロ社会づくりにつながる製品やサービスの開発、販売・提供について定める。
情報提供	製品・サービスに関する温室効果ガス排出量の見える化など、事業者から消費者に向けた情報提供について定める。
カーボンクレジット	県内の温室効果ガス排出量の削減に寄与できるクレジット創出の取組、県内クレジットの活用などについて定める。
事業者行動計画	エネルギーを多く消費する事業者によるCO ₂ ネットゼロ社会づくりの取組計画の作成・提出と実施状況の報告、それらの公表などについて定める。

第4章 日常生活に係るCO₂ ネットゼロ社会づくりに関する取組

省エネの取組	日々の生活の中での省エネの取組（エネルギー使用量の把握、省エネ性能の高い家電などの利用、冷暖房の適正使用）について定める。
グリーン購入	日々の生活の中で利用する製品・サービスの温室効果ガス排出量を意識した消費行動（グリーン購入）について定める。
廃棄物の抑制等	日々の生活の中でのごみの減量や資源の有効利用について定める。
カーボンクレジット	温室効果ガスの排出量の削減に寄与するクレジット付き製品の購入などの取組について定める。

第5章 建築物およびまちづくりに係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

建築物の省エネ化等	建築物の新築や改修などの機会をとらえた省エネ化や再生可能エネルギーの利用などの取組と取組の普及に必要な情報の提供について定める。
省エネ住宅等の普及	県産材を利用した住宅や省エネ住宅など、CO ₂ ネットゼロにつながる住まいの普及について定める。
開発事業での検討	開発事業で整備される施設でのCO ₂ ネットゼロ社会づくりにつながる取組の検討について定める。
まちづくり	地域の実情に応じた自家用自動車に過度に依存しないまちづくりの促進について定める。

第6章 自動車等に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

公共交通機関の利用等	自動車から公共交通機関や自転車への移動手段のシフトについて定める。
次世代自動車等の利用	次世代自動車をはじめとする環境にやさしい自動車の利用や開発・販売などについて定める。
エコドライブ	適正な整備や運転により自動車の使用による温室効果ガスの排出を減らすエコドライブについて定める。
自動車輸送の合理化	配送の共同化やモーダルシフトなど、自動車を使った輸送の合理化の取組や宅配の再配達の防止について定める。
アイドリングストップ	自動車運転中のアイドリングストップの実施と駐車場などでのアイドリングストップの周知などについて定める。
自動車管理計画	自動車を多く使用する事業者による温室効果ガスの排出を減らす取組計画の作成・提出と、実施状況の報告、それらの公表などについて定める。

第7章 再生可能エネルギー等の利用等

再エネの積極利用	再生可能エネルギー由来の電気への切替えなど、再生可能エネルギーの積極的な利用について定める。
再エネの地産地消	地域でつくられた再生可能エネルギー電力の地域内での利用をはじめ、エネルギーの地産地消の取組の推進について定める。
再エネ発電と地域の共生	再エネ発電設備の設置に当たって自然環境の保全や住民の生活環境の確保に配慮すべきことを定める。
水素エネルギーの利用	水素エネルギーの利用の促進のための関係者の連携の促進や普及啓発などについて定める。
再エネ電気供給拡大計画	電気小売供給に関して再エネ電力の供給拡大に向けた取組計画の作成・提出と、実施状況の報告、それらの公表などについて定める。

第8章 農業および水産業に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

生産活動での配慮	温室効果ガスの排出を減らすための農業などの生産活動上の配慮について定める。
地産地消	輸送距離の短縮につながる地産地消の取組の推進について定める。

第9章 森林等による吸収作用の保全等

森林の保全整備等	森林によるCO ₂ 吸収作用を確保するために、森林由来のカーボンクレジットの普及などを通じた吸収作用への理解促進、森林資源の利用や森林の保全整備の推進などについて定める。
----------	--

第10章 気候変動適応

適応策の推進

気候変動適応の施策の推進の基本的な考え方を定める。

適応センターの機能

気候変動適応に関する情報収集・分析、技術的助言など、気候変動適応センターの支援機能について定める。

県民等への啓発

気候変動適応の重要性に対する県民や事業者などの理解の促進などについて定める。

第11章 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会

審議会の設置

CO₂ ネットゼロ社会づくりについて外部の幅広い視点から調査や審議を行う機関として CO₂ ネットゼロ社会づくり審議会を設置する。

審議会の組織

CO₂ ネットゼロ社会づくり審議会の組織などについて定める。

第12章 雑則

顕彰

CO₂ ネットゼロ社会づくりに寄与する優れた取組を行った県民や事業者などの顕彰について定める。

県による指導等

県民や事業者などの取組に対する県による指導助言のほか、本条例上の義務に関する報告徴収・立入調査、勧告、公表について定める。

財政・税制上の措置

施策の推進のための財政・税制上の措置に努めることを定める。

委任

条例の施行に必要な事項は、滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則で定める。

3 改正時期

令和4年4月1日施行

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例の概要

前文（要旨）

地球温暖化その他の気候変動への対処は、私たち一人ひとりにとって避けることができない喫緊の課題である。急速に進行する地球温暖化の状況はより厳しさを増しており、全世界を挙げて大幅な取組の強化とその一層の加速化が求められている。

気候変動の脅威が差し迫る中、本県は、CO₂をはじめとする温室効果ガスの排出量を2050年までに実質的にゼロとする目標をここに掲げ、その取組を通じて地域の持続的な発展をも実現するCO₂ネットゼロ社会づくりを進めることを決意した。

気候変動への対処を契機として、あらゆる社会経済構造の変革を推進するとともに、柔軟で革新的な発想をもってこの変革を社会経済の成長へと結び付け、真の意味で持続可能な社会を構築していく必要がある。

私たちには、これまで琵琶湖の環境保全などで培ってきた高い環境意識と行動力など、有形無形の様々な資源がある。これらを総動員してCO₂ネットゼロ社会づくりに果敢に挑戦し、より豊かな滋賀を次の世代に引き継ぐ第一歩として、この条例を制定する。



しがCO₂ネットゼロ
ムーブメント

第1章 総則

- ◆目的（第1条）
- ◆定義（第2条）
- ◆基本理念（第3条）
- ◆関係者の責務（第4条～第7条）

第2章 基本的施策

- ◆推進計画（第8条）
- ◆施策の実施状況の報告（第9条）
- ◆CO₂ネットゼロ社会づくり指針（第10条）
- ◆推進体制の整備（第11条）
- ◆調査研究および産業の育成振興（第12条）
- ◆CO₂ネットゼロ社会づくりに関する情報提供等（第13条）
- ◆環境学習の推進および人材の育成等（第14条）
- ◆県の率先実施（第15条）
- ◆CO₂ネットゼロ社会づくりに資する事務事業の企画立案等（第16条）

第3章 事業活動に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

- ◆事業者が取り組むよう努めるべき事項（第17条～第24条）
〔エネルギー使用量の把握、エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用等、冷暖房時の温度、環境物品等の購入等、廃棄物の発生の抑制等、CO₂ネットゼロ社会づくりに資する製品の開発等、温室効果ガス排出量に関する情報提供、温室効果ガス排出削減量等の販売等〕
- ◆事業者行動計画制度（第25条～第27条）

第4章 日常生活に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

- ◆県民等が取り組むよう努めるべき事項（第28条～第33条）
〔エネルギー使用量の把握、エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用等、冷暖房時の温度等、環境物品等の購入等、廃棄物の発生の抑制等、温室効果ガス排出削減量等が附帯した製品等の選択等〕

第5章 建築物・まちづくりに係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

- ◆建築物に係る温室効果ガスの排出量の削減等（第34条）
- ◆県内産の木材を利用した住宅等の普及の促進（第35条）
- ◆開発事業に係る事業計画の立案段階における検討（第36条）
- ◆自家用自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりの促進（第37条）

第6章 自動車等に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

- ◆公共交通機関の利用等への転換（第38条）
- ◆次世代自動車等の購入等（第39条）
- ◆自動車等の適切な運転等（第40条）
- ◆自動車等による物資の合理化等（第41条）
- ◆アイドリング・ストップ（第42条）
- ◆駐車場設置事業者等による措置等（第43条）
- ◆自動車管理計画制度（第44条～第46条）

第7章 再生可能エネルギー等の利用等

- ◆再生可能エネルギー等の積極的な利用（第47条）
- ◆地域の再生可能エネルギー源を活用したエネルギーの有効利用等（第48条）
- ◆再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっての自然環境の保全等（第49条）
- ◆水素エネルギーの利用の促進（第50条）
- ◆再生可能エネルギー電気供給拡大計画（第51条、第52条）

第8章 農業および水産業に係るCO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組

- ◆温室効果ガス排出量削減等に配慮した生産活動（第53条）
- ◆地産地消（第54条）

第9章 森林等による吸収作用の保全等（第55条）

第10章 気候変動適応

- ◆気候変動適応策の推進（第56条）
- ◆気候変動適応センターの体制確保（第57条）
- ◆気候変動適応に関する情報提供等（第58条）

第11条 CO₂ネットゼロ社会づくり審議会（第59条、第60条）

第12章 雑則

- ◆顕彰（第61条）
- ◆指導・勧告・公表（第62条～第65条）
- ◆財政上および税制上の措置（第66条）

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画

策定 令和4年(2022年)3月

改定 令和8年(2026年)3月

発行 令和8年(2026年)6月

発行者 滋賀県総合企画部CO₂ネットゼロ推進課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-3494 FAX 077-528-4808

E-mail cg00@pref.shiga.lg.jp

URL <https://zeronavi.shiga.jp/>

印刷 兼松総合印刷株式会社

